



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

2020 年 2 月 21 日

L T 会会報第 20-6 号 (総第 200 号)

L T グループ

新型コロナウイルス感染拡大による影響への 社会保険料減免等政府支援策

新型コロナウイルス感染による肺炎の影響を受けて、多くの企業が一定期間の操業停止、業績悪化等経営危機に直面しています。マイナス影響をできるだけ抑え、リストラの回避、社会の安定のため、中国の中央及び地方政府が相次いで一連の支援策を打ち出し、企業の業績回復を助け、就業安定を保障しようとしています。中でも、企業の人件費の中で大きな部分を占める社会保険料の減免等が注目されていますので、簡単にご紹介しましょう。

一、中央政府の関連政策

日時	管轄部門	政策通達等	政策主旨
1 月 30 日	人力資源社会保障部	人力資源社会保障部弁公庁の新型コロナウイルス感染による肺炎の予防と制圧期間の社会保険措置に関する通達	企業の社会保険業務取扱の延期を認め、感染制圧後 3 ヶ月以内に手続きすればよい。
2 月 18 日	国務院	国務院常務会議の決定	1. 養老、失業、労災保険料の企業負担分納付の減免 (1) 湖北省以外の各省・自治区・直轄市： ① 2 月～6 月中小零細企業は免除 ② 2 月～4 月大企業は半額徴収 (2) 湖北省： 2 月～6 月大企業・中小零細企業は全額免除 2. 6 月末まで、住宅積立金の納付を延期（当該期間は従業員が疫病発生の影響により正常に住宅積立金ローンを返済できない場合も返済遅延としない。）
2 月 20 日	人力資源社会保障部、財政部、国家税務総局	段階的に企業社会保険料の段階的な減免に関する通達	国務院常務会議の決定を徹底するほか、疫病発生の影響を受け、生産経営が非常に困難となった企業に対し、社会保険料の納付猶予策を加えた。猶予期間は 6 ヶ月間以内である。

二、地方政府の関連支援政策

2 月 18 日の国務院常務会議までに、一部の地方政府も主に次の三つ一納付猶予、社会保険料基数調整の延期、社会保険料納付割合の減額調整政策を打ち出しました。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

一部の地域の公開情報を下記表にまとめました。

地区	支援政策
上海市	1. 納付猶予：感染制圧後 3 个月内。
	2. 社会保険料基数調整の延期：2020 年から、従業員の社会保険料納付年度（従業員の医療保険年度を含む）を当年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日とし、3 ヶ月延期（2019 年の従業員社会保険料納付年度は 2020 年 7 月 1 日まで延期）。
	3. 社会保険料納付割合の減額調整：2020 年度の従業員の医療保険料の企業納付割合を 0.5 パーセンテージ（10.5%から 10%へ）暫時減額する。
	4. 失業保険料の返金：2020 年度も引き続き従業員のリストラをしない、リストラ人数が少ない、条件に合致する企業には、企業及びその従業員の前年度の実際に納付した失業保険料総額の 50%を返金する。
蘇州市	1. 納付猶予：養老保険、失業保険及び労災保険料の納付を最長 6 ヶ月間猶予する。
	2. 失業保険料の返金： （1）加入企業の内リストラをしない或いはリストラ人数が少ない企業には、前年度の実際の納付済み失業保険料の 50%を返金する。 （2）一時的に生産経営が困難だが回復の望みがあり、リストラをしない或いはリストラ人数が少ない加入企業には、6 か月分の現地の平均月額失業保険料と加入従業員人数を基準に返金する。政策実施期間は国の規定にしたがう。
広州市	1. 納付猶予：養老保険料、失業保険料、労災保険料を感染制圧後 3 ヶ月まで納付猶予。
	2. 社会保険料納付割合の減額調整：失業保険浮動割合を 2020 年 12 月末まで、元の納付係数 0.6 は 0.4 に下方調整、元の係数 0.8 は 0.6 に下方調整。
浙江省	1. 納付猶予：3 个月。
	2. 社会保険料の返金： （1）リストラをしない或いはリストラ人数が少ない保険加入企業には、前年度の実際の失業保険料の納付金額の 50%を返金。 （2）疫病発生の影響を受けた加入企業には、各地の状況に応じて、1～3 ヶ月分の社会保険料を返金する。月額返金基準は 2019 年 12 月の企業及び従業員が納めた社会保険料に応じて確定する。
天津市	社会保険料納付割合の減額調整：失業保険料割合を段階的に下げ、企業及び従業員の個人割合を 2021 年 7 月 31 日まで、いずれも 0.5%とする。
遼寧省	1. 納付猶予：1 月、2 月の社会保険料の徴収時間を 3 月末まで猶予する。旅行、ホテル、飲食、会議展示、商業貿易流通、交通運送、教育研修、文芸公演、映画館劇場、アイススポーツ等深刻な損失を受けた業界は 6 月末までとする。
	2. 失業保険料の返金： （1）条件を満たし、リストラをしない或いはリストラ人数が少ない加入企業には、前年度の実際の失業保険料の納付金額の 50%を返金。 （2）条件を満たし、一時的に生産経営が困難だが回復の望みがあり、リストラをしない或いはリストラ人数が少ない加入企業には、6 ヶ月分の現地の平均月額失業保険金及び加入従業員の人数に応じて確定するか、或いは 6 ヶ月の企業及び従業員の納付社会保険料の 50%を基準とする。



SUPPORTING
CHINA
BUSINESS

LT GROUP

地区	支援政策
湖北省	1. 納付猶予：養老保険、失業保険及び労災保険料の納付を猶予する。猶予期間は通常 6 ヶ月を超えず、最長でも 12 ヶ月を超えない。
	2. 失業保険料の返金： (1) リストラ（減員）率が 5.5%以下の企業には、前年度に実際に納めた失業保険料の 70%を返金する。 (2) 加入従業員が 500 人（含む）以下の企業には、前年度の実際の失業保険料の納付金額の 50%を返金。 (3) 一時的に生産経営が困難だが回復の望みがあり、リストラをしない或いはリストラ人数が少ない加入企業には、6 ヶ月分の現地の平均月額失業保険金及び加入従業員の人数に応じて失業保険料を返金する。

三、注意事項

- 上記の他、各地では更に住宅積立金の納付猶予、社員研修補助金支給等の措置により企業の人件費を抑えるよう支援をしています。
- 新型肺炎の状況の変化により、各地の具体的な措置、具体的な申請条件は異なります、中央政府の最新の政策との整合性が必要であり、所在地の具体的な取扱に引き続きご注意ください。

以上